

第8回 県立都市公園のあり方検討会 明石公園部会 議事録

【開催概要】

日時	令和5年3月23日（木） 9:30～11:30
場所	明石市役所議会棟2階 大会議室
議事次第	1 開会 2 議事 （1）第7回における委員意見に対する対応 （2）「自然環境保全のあり方」について （3）協議の場の立ち上げについて （4）その他 3 閉会
会議資料	出席者名簿 配席図 （資料1）第7回における委員意見と対応 （資料2-1）明石公園における考え方【自然環境保全】 （資料2-2）明石公園ゾーニング図A （資料2-3）明石公園ゾーニング図B （資料3）石垣照明配管 景観改善検討 （資料4）福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度の結果と対応 （資料5）令和5年度以降の検討内容 （高田部会長提出資料）

【出席者】

(1) 委員

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	上町 あずさ	武庫川女子大学 教授	
	高田 知紀	兵庫県立大学 准教授	部会長
	嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院 准教授	副部会長
	村上 裕道	京都橘大学 教授	
利用者	岡田 十一	ボーイスカウト明石第2団 委員長	
	笠間 龍夫	(一財) 兵庫県高等学校野球連盟 事務局長	
	木村 公輔	(一社) 明石観光協会 事務局次長	檜原一法委員 代理人
	兼光 たか子	明石公園の自然に親しむ会 代表	
	小林 禧樹	明石公園の自然を次世代につなぐ会 代表	
行政	小柳 美枝子	明石市政策局 プロジェクト部長 兼都市局参与 (計画担当)	泉房穂委員 代理人
	中務 裕文	加古川市建設部長	欠席

(2) 事務局

氏名	所属・役職	備考
西谷 一盛	まちづくり部長	
岡 誠	まちづくり部次長	
北村 智顕	まちづくり部参事兼公園緑地課長	
小山 達也	まちづくり部公園緑地課 副課長兼企画管理班長	
平田 昌義	まちづくり部公園緑地課 副課長兼整備班長	
大喜多 弘昌	まちづくり部公園緑地課 特定プロジェクト班長	
上田 英則	東播磨県民局 加古川土木事務所長	
宮本 健一郎	東播磨県民局加古川土木事務所 明石街づくり対策室 長	
竹川 英文	東播磨県民局加古川土木事務所 明石街づくり対策室 明石事業第2課長	
加納 秀起	東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課 技術専門員	

1 開会

○事務局 小山

それでは、定刻となりましたので、第8回県立都市公園のあり方検討会明石公園部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、また雨の中、皆さん、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

座って説明のほうをさせていただきます。

最初に、この会議でございますけれども、いつものとおり公開で実施のほうをさせていただきますと思います。

それから、傍聴の皆さん方にいつものとおりのお願いでございます。既に配付させていただいております注意事項、こちらのほうをお読みいただきまして、円滑な議事進行へのご協力のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ちょっと、今のところですね、報道の方はお越しになっておりませんが、今後お越しになられたときに、ご希望を聞いてみます。それによってはですね、この会議が終わった後……報道の方がおられるようでございます。確認をさせていただきますが、ご希望があればですね、この後、会議終了後、この場所ですね、記者会見のほうをさせていただきますというふうに考えております。

なお、この会場ですね、12時には次の会議の予定がございますので、ちょっと手短かにさせていただきますと思いますので、その辺りの進行についてもご協力のほう、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、資料の確認のほうをさせていただきます。

[省略：配付資料の確認]

○事務局 小山

続きまして、委員の紹介になります。基本的には、出席者名簿、配席図をご参照いただきたいんですけども、観光協会、檜原委員の代理としまして、木村公輔委員代理のほうをお願いさせていただいております。それから、明石市、泉委員の代理といたしまして、小柳委員代理をお願いさせていただいております。

続きまして、定足数の確認でございます。

まず、代理人の出席につきましてはですね、要綱第5条第5項によりまして、部会長の了承が要るんですけども、こちらのほう、了承をいただいておりますので、委員の出席とさせていただきます。

したがって、委員定数11名に対しましてですね、出席者10名となっております。要綱第5条第3項に基づきまして、定足数は委員定数の過半数となっておりますので、過半数が出席しております、この会は成立しているということで確認をさせていただきますと思います。

続きまして、本日の議事、会議の内容でございますけれども、主立っては、自然環境保全に関して、今回、一定の取りまとめのほうをさせていただきたいと思っております。これを中心といたしまして、ご報告事項であるとか協議事項のほうをさせていただきたいと思っております。

2 議事

○事務局 小山

それでは、この会議の議長はですね、要綱第5条第2項に基づきまして、部会長がこれに当たるとなっております。以降の議事進行につきましては、高田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○高田知紀部会長

高田です。おはようございます。

第8回の明石公園部会ということで、よろしくお願いたします。

昨日のWBCの熱も冷めやらぬ状況で集まっていたきまして、ありがとうございます。何か祭りの後といった感じですが、明石公園も、今、事務局のほうから説明があったように、自然環境保全のあり方についてですね、これから継続して議論していくこともたくさんあると思いますし、この1年間、積み上げてきた議論をもう1度振り返って、これから、どういう話合いとか、どういう仕組みが必要なのかということをお改め整理して、皆さんと議論できればというふうに思っています。よろしくお願いたします。

(1) 第7回における委員意見に対する対応

○高田知紀部会長

では、早速、議事(1)に移っていききたいと思います。前回ですね、第7回における委員意見に対する対応について説明をお願いたします。

○事務局 北村

おはようございます。公園緑地課長、北村です。

資料1をご覧ください。

[省略：(資料1)の説明]

○高田知紀部会長

では、前回の委員の意見に対する対応について、委員の皆様、何かご質問とかコメントがございましたら。

この詳細については、後であれですね、今回示されている資料に基づいて説明していただくということですが、今の対応のところ、ちょっとニュアンスが、質問した、コメン

トしたのとニュアンスが違うとか、確認しておきたいことがございましたら。

よろしいですか。よろしいでしょうか。

では、また、この後の説明内容と関わってくると思うので、そちらのほうで、お気づきの点があったら、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

(2) 「自然環境保全のあり方」について

○高田知紀部会長

では、自然環境保全のあり方についての資料に基づいてご説明をお願いいたします。

○事務局 北村

それでは、引き続きまして、資料2-1をご覧ください。

[省略：(資料2-1) (資料2-2) の説明]

○高田知紀部会長

ゾーニング図Bは特に変更はないので、説明はよろしいでしょうか。

○事務局 北村

ゾーニング図Bは特に変更はございません。こちらについては、今後、拡充をしていくということで、現段階で手元にあったやつで図化できている情報はここまでということでございます。

○高田知紀部会長

ゾーニング図Bは、これをこれからどれだけ充実させていけるかというところが論点になるということでした。

では、委員の皆様、いかがでしょうか、今の説明について。

はい、じゃあ、笠間委員、お願いします。

○笠間龍夫委員

6ページなんですけども、変わったということではないんですが、明石球場の選手たちが入る入り口、それから、観客たちが入る入場門といいますか、そういったところで、十数年前に、木が1本倒れたんですね。台風の影響だろうと思います。台風で人が少ないということ、それから、その日は大会を中止しておりましたから、何ら問題がなかったんですけども、緊急かつ危険な場合というのは、倒木の発生時というのはよく分かるんですけど、倒木が発生するかどうかという判断というのは常日頃やられるということでしょうか。

○高田知紀部会長

では、事務局、お願いします。

○事務局 北村

樹木の管理については、日常的に見て回るということをしておりますので、例えば枯れているとかですね、徐々に斜めになってきているとかということがあれば、緊急性があれば、その段階で伐採することになりますし、台風の場合だと、台風発生時は危険なのでですね、人もいないので、見に行きませんけれども、終わりましたら直ちに確認してですね、台風の風で傾いているのはないかどうかとかということの点検をしていきます。

なので、そこで、台風の風によって危険な樹木が発生して、それは緊急性があるということになれば、直ちに伐採をして、事後報告という段取りになります。

○笠間龍夫委員

はい、分かりました。

○高田知紀部会長

よろしいでしょうか。

○笠間龍夫委員

はい。ありがとうございました。

○高田知紀部会長

ほかはいかがでしょうか。

はい、じゃ、兼光委員、お願いいたします。

○兼光たか子委員

セミの観察と書いてある黄色いゾーンなんですけども……

○高田知紀部会長

ゾーニング図Bですね。

○兼光たか子委員

そうです。ゾーニング図Bのほうなんですけど、桜堀の上のところの斜めに線が入っているところ、桜の木が植えられてしまったので、ここでは抜け殻は観察できなくなっています。

それと、ここは桜の木とかが植えられたので、ランニングとかをされている方は、ここ、日陰があったのに、日陰がなくなったねという話もありました。

セミの観察と書いてある、横に延びているところなんですけど、そこが、去年、観察ができなくなりました。

○高田知紀部会長

今、兼光委員がおっしゃったのは……

○兼光たか子委員

ゾーニング図Bの……

○高田知紀部会長

ソメイヨシノ、桜の更新で、今、苗木というか、ちっちゃな木が植わっているところですね。

○兼光たか子委員

そう。はい、そうです。

○高田知紀部会長

今、まだ若い木なので、緑陰がなくなったということと、樹木の植え替えによって、去年はセミが見られなかったということですね。

○兼光たか子委員

はい。

○高田知紀部会長

来年度以降、ちょっと、どれぐらい戻ってくるか分からないけれど……

○兼光たか子委員

多分、戻ってこない。

○高田知紀部会長

戻ってこないですか。

○兼光たか子委員

はい。

○高田知紀部会長

なので、ご懸念としては、そういう植物の植え替えという作業と、周辺の昆虫とか生き物に対する影響というのがあるので、ちょっとその辺りも留意してほしいというコメントでしようかね。

○兼光たか子委員

はい、そうです。ありがとうございます。

○高田知紀部会長

それは、事務局、特に、注意するという事でよろしいでしょうかね。

○事務局 北村

はい、今後、注視していきたいと思うんですが、ゾーニング図から、桜堀の上のところは消したほうがいいということでしょうか。それとも、もう少し様子を見ていったほうがいいということでしょうか。

○高田知紀部会長

来年度、ちょっと、ここのセミの観察は、状況が変わったので、難しいんじゃないかということですか。それとも、一旦これで置いておいて、何年間か経過を見る必要があるのか、またセミの観察をするんだったら、ちょっと違う場所でやるほうがいいのか。

○兼光たか子委員

いえ、ここは昔からやっていたところなんです。

○高田知紀部会長

ええ、ええ。で、また場所を変えて来年度やるようになるんですか。

○兼光たか子委員

いや、ここは、通り道の中に入っています。観察路に入っています。

○高田知紀部会長

じゃ、これはこれで残しておいて……

○兼光たか子委員

はい。

○高田知紀部会長

よろしいということですね。で、また、ほかに観察しやすいエリアが出たら、そこをセミの観察エリアとして追加していくということでもよろしいでしょうかね。

○兼光たか子委員

ここの道は、自動車が通らない道なので、親子で観察する場所には……

○高田知紀部会長

適しているんですね。

○兼光たか子委員

で、あとの、ほかというのと、階段があったりとかで、場所はちょっと変えられないです。

○高田知紀部会長

あっ、そうなんですね。

では、これはこのままの状態にしておいてもらって、ちょっと、桜が植え替えられたところの状況が変わっているかもしれないですけど、もうちょっと様子を見て、セミの観察場所はここが今適しているということなんで、ここでやっていくと。現状のままでよろしいかと思います。

○兼光たか子委員

はい。

○高田知紀部会長

また、ほかにいい場所とかがあったら、ここに適宜追記していくということなので、情報をいただけたらと思います。

○兼光たか子委員

はい。ありがとうございました。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、小林委員、お願いします。

○小林禧樹委員

このゾーニング図、ゾーニングの仕方というか、その結果として、ゾーニング図A、Bと出されていますけども、詳しいその辺の検討がどこまでこの検討会の中でしたのかなと、ちょっと今思っているんですけども、箱堀を保護ゾーンにするというのは全然異議がないんですけど、箱堀を保護ゾーンにするのであれば、桜堀の全域まではいかなくても、少なくとも東側の部分、この部分についても同じような保護ゾーンの扱いをする必要があるだろうと。

というのは、いろんな種、生物、植物なんかの多様性から見ても、確かに、箱堀はいろんなものが手つかずの状態が残っていますけれども、それとはまた違った意味で、いろんなものが残っている部分が桜堀の東側の部分です。ここの部分も、もしこういう形でゾーニングするのであれば、保護ゾーンにすべきだろうと。

だから、その辺の議論が、どのときにそういう議論がされたのかなと。だから、県のほうで主にそういうふうなことを考えられていて、そういうふうにしたんじゃないかなと。

まあ、まだ、取りあえずは、今日なんかの検討会だけじゃなく、これからずっとね、協議の場でもって、その辺、どう明石公園を維持管理、保全していくかという中で話が出ると思うんですけども、私が今この図を見た限りでは、桜堀に関して、少なくとも半分、東側の半分は保護ゾーンにすべきじゃないかと私は思っています。

それから、あと、前回ですかね、イスノキがこういう形で入ったという、ゾーニング図のBのほうですね、これはこれでいいかなと思っています。

ただ、その時に、実は、子どもの村に、ホルトノキという、これまで淡路島しか知られていなかった植物が明石公園にあるということが比較的最近、分かってきて、その辺の検証というか、分布が、本当に明石公園に植えられたものではなくて、自然分布なのかどうかということは、これからももちろんずっと検討する必要があるんですけども、ホルトノキというのが、明石公園の中で、子どもの村の一角で、いい状態で何本か生えていますけども、結構太いものが生えています。それをちょっと入れるのを忘れていた。

もし、こういう形で名前を上げるのであれば、タブノキ、イスノキ、ホルトノキ、カゴノキ、イチイガシとか、明石公園の残すべき樹木という意味では、それらが上がってくるかなというふうに思うので、この場だけではなくて、これからそういう検討を当然されていくと思うので、そういう中でそれも検討の中に加えてほしいなと思っています。

以上です。

○高田知紀部会長

ただいまのご意見は2つあって、桜堀の東側のエリアですね、ゾーニング図Bだと黄色の網かけがされていますけれども、Aのベーシックなゾーニングの考えと、Bの個別のゾーンの考え方というのがどう連動していくのかということにも関わる重要なご指摘かなというふうに私も思いました。

あとは、先ほどの説明でもあったように、イスノキ、タブノキ、ホルトノキというような、これから明らかになってくる明石公園の貴重な樹木ですね、価値というものをピックアップして、共有していくことが大事なんじゃないかというご指摘だったと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 北村

ゾーニング図A、Bについてはですね、この部会に出す前に、小林先生、兼光先生にご相談をして、その中でゾーニング図Bもつくろうということの意見が出てきてですね、今に至っているという経緯でございますが、桜堀の東側のところのゾーニングをどこにしようかということについてはですね、この委員全員で、どこにしようという色塗りを検討する話でもないかと思しますので、小林委員、別途ですね、ご相談させていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。

ただ、分布がどこにあるのかみたいな専門的な話になってくるかと思うんですけども。子どもの村にイスノキとホルトノキの分布があると。ホルトノキって何のことか分からない方もいらっしゃると思うんですけども、木としては、別に特殊とか希少とかというわけでもないんですけども、今、イスノキとおんなじで、分布上珍しいということであればですね、明示しておくということがよいかと思います。それは文言の追記をしておきたいと思します。

で、何か、そういう最新の研究状況とかがあれば、ゾーニング図Bは、特に、情報の更新をしていくということが大事かと思しますので、それは指摘をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○高田知紀部会長

小林委員、いかがでしょうか。

○小林禧樹委員

この場でそれを決めるというより、一応、皆さんにその辺のことの事情を理解してもらうという意味で、ちょっと問題提起をしたんですけど、決めるのはまた違った場所でやっていくということだと思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

私、今の議論で大事だなと思ったのが、ゾーニング図Bで、今、桜堀の横のところは黄色に塗られていて、ここの価値というのが、やっぱり、ここは保護のゾーンにすべきだというふうな認識が何かしらの形で共有されたときに、ゾーニング図Aが、桜堀も含めて保護ゾーンに変わっていくということが恐らくこれから出てくると思うんですね、そういうような

ことが。

そういう、ゾーニング図Aのほうも更新するという作業が必要になるかなと思うんですけど、その辺りは、時間のスパンであったりとか、どういう手続かというのは、これからの検討になるのか、ある程度、今、想定していることがあれば教えていただきたいんですが。

○事務局 北村

具体的に成案を示すほどの検討は進んでおりませんが、ゾーニング図Bはですね、どんどん更新していけばいいというふうに考えていまして、Aは、一旦決めたらですね、そうまめに更新する話ではないなとは思っていますが、当然、新たな発見とかがあればですね、変わっていく。

で、どういう手続にするかというところまでは今定めておりませんが、協議の場ですね、今後立ち上がるもの、何かで合意形成を図っていく必要があるかと思います。

ゾーニング変更を行う場合は合意形成を図るということで入れておりますので、保全を緩めるほうだけではなくですね、保全管理を強めるほうにおいても、やはり、いろんな関係者の合意形成が要るかと思しますので、この明石部会であったり、この後、高田部会長のほうから出てくる協議の場をつくっていったら、それが立ち上がっていくようになってくれば、そちらで検討しながらということになるかと思えます。

○高田知紀部会長

なので、小林委員、先ほどの桜堀の東のほうを限りなく保護ゾーンに近い考え方でやっていくんだということは、ゾーニング図Bのほうで、そういうことをみんなで議論して、ここは、Aではこうなっているけど、Bの網かけというか、Bの考え方のところで、限りなく保護に近い管理の仕方をしていこうというような議論は、現状のこの考え方でできるのかなど。

で、それをさらに、じゃ、Aのほうで保護にしていくかどうかというのは、また、これから立ち上がる対話の場で議論して、ゾーニング図Aを書き換えていく作業を進めていくという、そういう仕組みに今のところなりますね。

では、小林委員、よろしいですか。

○小林禧樹委員

細かいことですが、ゾーニング図Bのほうですね、緑色の部分が、こっちのほうのあれにはあるんですけども、実際の図の中に緑色の部分がないですね。これがあったと思うんです。

○事務局 北村

あります。左下の3本の木というのと、右の下のほう、アベマキが……

○小林禧樹委員

丸印が、ちょっと何か。ほかの、その辺の分類の仕方が、特徴のある植物、面白い植物、エリアと植物というのがなんかこう。ああ、そうか、植物、エリアか。

これは、植物の側面から見たゾーニングというふうな、そういう感じですかね。生態系とか自然植生としてどうかという面と、この図では、そこを指標するようないろんな植物の、特徴的な植物について取り上げているという、捉え方の切り口が違うということですね。

○高田知紀部会長

そうですね。

で、今、小林委員と兼光委員にヒアリングして、これを載せていますけれども、もっと、ここのゾーニング図Bの内容がもっと多様になっていくというイメージでよろしいですかね。学習の価値、遊びの価値、昆虫、鳥、いろんな価値がここにこれから組み込まれていく、そういう作業をこれからしていくというところのベースの考え方を示しているという認識でよろしいでしょうか。

○事務局 北村

そういうことです。

それと、ゾーニング図というふうに書いているので、面的にですね、書くことになるけど、ゾーニング図Aが、面的に表示し切れないけど、面白いもの、3本の木みたいなですね、その場所が面白いという、その木が面白いみたいなことについては、点になってしまう、ゾーニング図といいながら、点の表示になってしまうんですけれども、植物の持つ、自然が持つ多様な価値、面白いというようなもの、植物学的な面白さだけじゃなくて、利用として面白いという、主に兼光委員からのご意見でございましたけども、それを取り入れますので、ゾーニング図といいつつ、点になってしまうというところはご容赦いただければと思います。

○高田知紀部会長

小林委員、よろしいでしょうか。

では、ほか。

はい、村上委員、お願いいたします。

○村上裕道委員

すいません。文化財でですね、こういうふうには、物を特定して、そして保護をしていたで、それから、一般の方にもですね、ご理解していただくというふうには考えて動く場合ですね、どんな価値があるかというのは、必ず、指定説明という形で、これを残せという保護をする場合には、そのために、専門の方が、こういう価値があるという説明をする形になっておるんですよ。それをしておかないと、周知という作業ができなくなるんですね。

で、今の話で、多様なというような表現にしてくると、一般の方はもう理解不能になっていくというのがありますので、我々はそういうことを考えて、例えば、今、種の関係でいえば、種の保存の関係からこういう価値があると説明する、それは、これ、これ、これですよという説明になる。

で、今、何とか学習だとかというような形になると、それは社会的な価値が出てくるわけで、それは意義という形で整理する。

そのときに、優先順位は、あくまでも価値、そして次に意義というような整理の仕方をしてしまおうという形になっていまして、そうなってくると、周知作業が非常にしやすいし、ご存じのとおり、世の中、いろんな視点で物を考えている人がいらっしやいますから、そのときの合意形成のですね、指標がいろいろと整理された段階で、最初からという形になりますので、動きやすいんじゃないかというふうに理解していますので、ちょっと、その辺をどういうふうにしていくかというのを考えていただきたいと。

ただ、文化財のままのものを使うと、文化財の分野に属しながら、そういうことを言うのは失礼、申し訳ないんですが、とにかく回りくどくて長い文章に文化財はなっていますので、説明が分かりにくいということもありますので、簡潔にする方法を考えられたほうが、この場合はいいかなと思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

ゾーニング図Bを充実させていくときに、やっぱり、誰もが共有しやすい価値というものをどうコンパクトに表現するのかというところと、価値というレベルと、残す意義というところのレベルとは少し分けてですね、その指標に基づきながら選定していくということが、公園全体でやっぱり大事なものを守っていったり、ゾーニング図に反映させていくときの重要な行為かなと思いますので、その辺りは、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 北村

ゾーニング図Bのほうですね、場所と名前しか書いていないのはですね、まず簡潔にしようというところの、非常に簡潔にし切った例です。実際に、このA、Bが最終的にどのように使われればいいのかというところをイメージをしておりましてですね、まずは、作業をする人が、これを見てですね、あっ、ここは配慮しなきゃいけないんだというところをまずぱっと分かりやすくするために絵にしました。

なので、今、壁に貼っているんですが、こういうものを、現場の事務所とか、あるいは施工業者とかが貼っておいてですね、ここを確認するというようなレベルにしないと、分厚い報告書だけにしてしまうと絶対に読まないわけですね。これを見れば取りあえず分かる。あっ、何かまずい、あっ、何か気をつけなきゃ、何か面白そうだと分かるようにしたいと思っておりました。

ただ、一方で、何がどう魅力なのかがさっぱり分からないというところはそのとおりですし、村上先生が言われるように、何が価値があるのというところの説明がないとですね、なんで、どこにでもあるような木が価値があると書いてあるのか、セミって何とかというところが分からないので、別途表記、説明は要と考えております。

ただ、どのような形にするかというのは、まだそこまでのイメージがない状態です。何かのリストをつくったりですね、そういったもの、説明は必ず必要かと思えますけども、ちょっとそこまではできていないということですね。

今後、資料を拡充していく際に、附属リストみたいなものが必要になってくるのかなとは思っておりますが、それはまた、協議の場なりなんなりですね、相談しながらつくっていくのがよいかと思っております。

○高田知紀部会長

村上委員、よろしいでしょうか。

では、ほか。

はい、上町委員、お願いします。

○上町あずさ委員

樹木の保護に関してなんですけれども、それぞれの木の価値というのか、意味合いがいろいろ樹木によって違うと思っています。観察で大事だとか、生態的に大事だとか、珍しいから大事だという、いろいろ意味合いがあると思うんですけれども、例えば子どもの村の辺りの樹木で、イスノキですとかが貴重ということで、分布上価値があるというふうなことで今示されているんですけれども、先日、小林委員に案内していただいて、その辺も見させてもらったんですけれども、割と、子ども村の周辺は植栽された木が多いエリアだなと思っています。

ただ、植栽された時期がかなり昔なので、木がすごく大きくなって、古くなっていて、キンモクセイなどが結構植わっているので、キンモクセイなんかは明らかに自生ではないので、植栽だと分かるんですけれども、例えばイスノキだとかホルトノキとか、そういうのが本当に植えたものなのか、生えてきたのかというところは、何か、過去の管理履歴みたいなので分かるのでしょうか。それによって、全然やっぱり価値が変わってくると思うので、その辺をはっきりした上で、保全の対策を取る必要があると思うんですね。

後から植えた木を一生懸命大事にしている、そのために、何かほかのことを犠牲にしていたということの可能性もなきにしもあらずなので、何か、そういう記録というか、明石公園の整備の記録みたいなのがあれば、その辺が明らかになるかなと思いました。その辺がはっきりできると思いました。

それと、もう一個、別の話でもいいですか。すいません。

笠間委員もおっしゃっていた倒木の話なんですけれども、やはり、本当に危険な樹木とい

うのは、木が大きくなってきて、枯れられたりとか、あと、見た目にはしっかりしていても、中が空洞だったりとかで、先日も神戸で木が倒れる事故があったと思うんですけど、そういったことを避けないといけない、たくさん利用される公園ですので。

で、お伺いしたいんですけども、例えば園路沿いとか、よく人が通る道の周辺などの木というのは、そういうふうな、街路樹診断みたいな、中に空洞があるかとか、キノコが生えているかとか、危険性というのは日頃から診断されているのかどうかというところをお伺いしたいです。

で、それに関しても、あまり人が立ち入らない森の中まで全部する必要はないと思いますので、人がよく通るところは、少なくとも、やっぱり、そういうこと、今後、どんどん木は老朽化していく、老朽化というか、老木になっていくので、そういったところはしっかりして、それを例えば伐採するにしても、中に空洞があるから、危険ですからというふうにしっかり説明すると、皆さんも納得できると思うんですよ。

そういうふうな、管理体制がどうなっているかというのをお聞きしたいです。

○高田知紀部会長

ただいま、上町委員は2つのご質問があつて、1つ目は、樹木の価値というものを見るときに、その樹木がどういう来歴を持っているのかというところを明らかにした上で、守るべき樹木というのをきっちり考えていくほうがいいんじゃないか、そのための方策として、過去の計画ですとか、そういう資料からたどることができるのかということ。

もう1つは、樹木の診断ですね、特に人がよく行くところについては、日常からやっぱりモニタリングをして管理をして、その上での緊急的な対応につながっていくと思うので、その辺りの診断の方法とか、これからの見通しとかがあつたら、事務局から何かコメントというか、説明をお願いします。

○小林禧樹委員

ホルトノキとイスノキに関して……

○高田知紀部会長

はい、じゃ、小林委員、補足で。

○小林禧樹委員

今、私たちの仲間で、明石公園の植物ということで今整理をしまして、この5月、6月ぐらいにそれを出そうと思って、今かなり調査をしています。

それで、先ほど上町委員からあつたように、ホルトノキとイスノキというのは、過去にそういう記録がないのか、調べた範囲では、過去に相当、江戸時代、明治の前、そういうところでもいろいろ調査なり何かをしている記録が、十分なものじゃないですけども、そういう

のを見ても、ないんです。

分布から見ても、淡路島にしかないという、そういう仕方をしているので、しかも、公園の中でも、これまでの人の手が入った南側じゃなくて、一番北、子どもの村ができる前というのは、あそこは森だったんですよ。子どもの村の辺りというのは、つい四、五十年前は森です、鬱蒼としたね。

そういう場所だから残ったんじゃないかという、今、我々は、そういう、結論までは行かないけども、そういう形で、今、明石公園の植物、イスノキ、ホルトノキに関しては考えていて、それが、当然、また新しい資料とか、そういう事実が出てきたら、それはまた詰めていく必要がありますけど、現段階では、恐らく自生したものであろうというふうに考えています。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

小林委員がいろいろされている研究と調査と、エビデンスに基づいて、こういう樹木が大事なんじゃないかということをおっしゃっていて、そういう根拠をみんなで共有していくということもすごく大事ななと思っています。

では、樹木の診断の話ですね。

○兵庫県園芸・公園協会 伊藤

園芸・公園協会の理事長をしております伊藤です。現場で管理している者からご説明をしたいと思います。

まずですね、特に、今、委員がおっしゃられたように、園路と中とは、我々、目のつけ方はやっぱり変えています。

園路については、毎日、どこまでという話がありますけれども、そういう形の中で、基本、目視を重視して、そういうことの中で変調みたいなものは見ていっていますが、ここでもご議論していただいたんですが、まずは、生き生きとしている木について、それほど重視はしていない。もちろん、傾いたり変調が出てきたら、そういうことはしていきますが、生き生きとした木について1つ1つ見ていっているわけではございませんが、枯れ木とか、そういったものについては、我々に樹木医もおりますので、そういったことの中で、どういう状況かということについては、注視をしながら見ていっているというのが現状でございます。

で、先日も神戸市のああいう事件がございましたので、一斉点検の中で、今申し上げたような視点で現場で注視をしていっている。これは明石公園だけではなくて、全てにおいてそうしているというのが現状でございます。

以上です。

○高田知紀部会長

説明、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

先日、ワークショップのほうに樹木医の方がいらっしゃって、本当に毎日、樹木の様子を観察されていて、どこにどの木があるかをご存じで、大事なのは、やっぱり、そういう日常やっている診断とかの状況をどれだけいろんな人と共有できるか、それが公園の管理に反映されていくかということだと思うので、その辺りは、またこれからいろんな工夫の仕方があるかなと私も思っています。

では、事務局、お願いします。

○事務局 北村

上町委員からもう1つ言われた過去の植栽の履歴についてなんですけども、調べてみないとちょっと分からないというところがあります。大分古いところなので、記録が残っていない可能性も十分にありまして、分かる範囲で見えていくということになるかと思えます。

○兵庫県園芸・公園協会 伊藤

もちろん、先生方にいろいろ調べていただいていることも今まであるんですが、実は、本に「明石の樹木」というのが、昔の人が本にしてある歴史みたいなものもありますので、ぜひ、これから次のステップに行くときに、その本も横に置きながら、また楽しみながら、それをやっていけたらなということでは思っていますので、よろしく願いいたします。

○高田知紀部会長

私も専門外なので、勝手なことは言えないんですけど、割と、最近、DNAの鑑定で、その植物とか生き物がどういう来歴で来たのかというのが明らかにできる技術というのがかなり発達しているようで、そういう観点から、やっぱり、ほんとに、この明石公園に生えている植物というのはどういう植物なのかというのを、例えば私たち県立大学とか人と自然の博物館、園芸学校が近くにありますが、そういう専門家と協働しながら、もっとそこを深めていくようなこともできると、より明石公園の価値が学術的にも明らかになっていくんじゃないかなと。そういうコラボレーションの仕方もあるのかなというふうに私も思っています。

○上町あずさ委員

今に関してなんですけれども、例えばイスノキとかでしたら、何本かあると思うので、そのDNAを取ってきて解析すれば、ほんとにそこで自生したのか。自生したものだと、恐らく、結構、遺伝子がばらけていると思うんですけど、何か、挿し木繁殖とかで造園的につくられたものが植わっているのでしたら、同じDNAを持っていると思うので、割と簡単

に分かるのではないかなと思います。

○高田知紀部会長

失礼しました。上町委員、まさにご専門なので、ちょっと、小林委員といろいろ連携して、その辺りの研究をさらに深めていけると、より多様な価値が明らかになると思います。ありがとうございます。

では、ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

私、ちょっと1つ気になっているのが、先ほどの倒木とか樹木の管理というか、先ほどの資料3のところですね、ゾーニング図Aとか、樹木管理の手法というところで書いていただいているんですけども……

○事務局 北村

2-3でしょうか。

○高田知紀部会長

資料2-1の3ページですね。

適切な管理というのが、割と含みを持たせた考え方で、この適切な管理とはという、その中身の方針がこれからすごく重要になってくるかなと思います。

例えば、先ほどの話だと、園路沿いでの適切な管理と、もっと入ったところの適切な管理というのは変わるでしょうし、石垣周辺の適切な管理と、その他の場所、言わばゾーニング図Aの中の緑、ピンク、そのゾーンの中での適切な管理の仕方というのはやっぱり変わってきていて、今、この図だと、Aの①というのは、支障となる樹木は適切に管理するとなっていて、この支障となる樹木の適切な管理というのをどういう考え方でやるのかというのは、しっかりとした議論が必要かなと。

というのは、以前、村上委員と現地を歩いてお話をいただいたときに、基本的には、文化財の保護というのは手を入れない、そのままの状態、何かが起こったときにどう対処するのかということを決めておく、何か危険そうなことが起こったときにはこうすることと決めておいて、日常の管理としては、基本は、そのままにしておくんだということを教えていただいて、安全管理のほうに軸足を置いて、危険そうな樹木は基本的には切るという方針も考えられますし、今すぐどうにかなるわけではないものというのは、基本的には残しながら管理していくという方針もありますよね。

その辺りは、どういう考え方を適切な管理とするのかというところの議論が結構大事なかなと私は思っていて、これは、今日結論を出すとかというわけではないんですけども、この適切な管理の考え方についてですね、もし、ほかの委員の皆さんも、考え方としてですね、こういう視点が大事じゃないかということがあれば、ちょっとアドバイスいただけたらと。

村上委員、お願いします。

○村上裕道委員

すいません、私がですね、周知作業の話のときの、価値というものをきちっと考えておかないといけませんという意味を、今、座長がおっしゃったというふうに理解しているんですよ。

つまり、どういう価値があるということをきちっと言わないと、触らずに、できるだけ置いておいた方がほうがいいという場合もあれば、その価値を考えれば、早く善処したほうがいいよというような考え方になる場合もあるんですよ。つまり、どういう価値があるかというのを、こういうことをきちっと決めておかないといけない。

で、文化財の分野でも、実を言うと、建物の場合だとか、自然の場合だとか、いろんな場合で、その辺の価値の特定の仕方というのが大分違うんですよ。人工的なほうは、建物の場合なんか、割ときちっと出すんですが、自然のほうは、なかなか出しづらいというのも私は分かっています。

だけど、少しずつ、そういうことをしておかないと、こういう公園の管理のような話になってくる場合に、なかなかしんどい話が出る可能性があると思いますので、そういうことを、申し訳ないんですが、専門の先生方のほうで、ご足労願って、その辺の整理をですね、先にしていただいたほうが、事務局サイドのほうはですね、前もってするとか、できるだけ手をつけないだとか、そういうようなシステムに関係するような話は整理しやすくなるんだろうというふうに思っています。

○高田知紀部会長

コメント、ありがとうございます。

事務局が、1本1本協議して決めるとなったときに、協議するときのいろんな判断の基準というのはたくさんあると思うので、そういったものをある程度持ちながら、現地で議論して、これはどうだという、何もしに議論すると、どうとでも着地すると思うので、やっぱり、大事なものを見極めるときの幾つかの視点とか基準というものは、ある程度明らかにして、あらかじめ持った上で、1本1本議論していくという作業が必要なのかなというふうに思います。

その辺りはいかがですか。

じゃ、嶽山委員お願いします。

○嶽山洋志副部会長

今ずっと、どういう樹木を残していくかみたいな話を中心にご議論されていると思うんですけども、管理上のほうから見たときに、やっぱり、ここは伐採したほうがいいよねというところも出てくるんじゃないかなと思っていて、特に石垣のところには生えている樹木と

いうものをどう捉えるかみたいところは、景観上の問題ということも出てくるかなというふうに思っています。

価値の部分で、当然、樹木の価値をここで議論していくんでしょうけども、ほんとは、突き詰めていくと、樹木以外のところでの価値みたいところに樹木が関連してくる場合というのも考えていかななくてはいけないなというようなところで、さっきの進入路のところの話もありましたし、そういうところも含めて、これから議論していけると、よりいいのかなというふうには思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

樹木単体の価値と、樹木のまとまりの森としての価値と、景観とか空間全体としての価値という、いろんなレベルがあって、それぞれが連動しているので、いろんなスケールで、やっぱり、価値を見ていかなければいけないということですね。

ほか、いかがでしょうか。

はい、小林委員、お願いします。

○小林禧樹委員

今の樹木管理の手法のところに関連して、黄色い部分ですね、非常に思い切った形で、県のほうはこういうふうにしたということは評価したいと思うんですけど、ただ、この検討会がそもそも始まったのは、石垣の樹木伐採ということで始まっていますよね。

で、当初のいろんな検討の中では、他府県のいろんな例が出てきて、私も5つか6つぐらいの府県のあれを調べたりして、中には、熊本城まで見に行かれた方もいたりしていますので、そういう他府県の事例であるとか過去のいろんな事例であるとかがあると思うんですけども。

で、こういう形に、どういうのかな、ぱっと書いてあるのは非常にいいんですけども、どういう過程でそういうことになったのか、それをちゃんとどこかに残してほしいんです。その辺が、なぜ、こういう形で、県としては、こういう手法が大事で、それを取る必要があるんだというふうに考えたのか、その、自分たちのプロセスですね。

まあ、だから、当初は、5メートルまで、こういう木であれば大体5メートル伸びるということで資料を示されていました。その場合、私は、5メートルは確かに根っこは伸びますけども、その根っこが石垣に入って行って、何か悪さをしているんですかと言うた。そういうことを書いた資料はないんですよ、過去にね。けども、そういうことに基づいて伐採されているところもたくさんある。

だけど、そういうふうには取らないで、3メートルぐらい、1メートルぐらいというようなところで伐採したところもある。その辺は、根拠というか、なかなか実際難しい線引きみたいなものがあると思うんです。

県の場合は、それが、一応、1本1本について確認していくという、それは非常にいい立場やと思います。そういうことをね、どういうあれでもってなったかということも、どこかにやっぱり記録として残してもらいたいなど。

初めにばばっと切っちゃったわけですね。それと、これからはしますという間が全然つながらんわけです。なぜ、そういうふうになったのか、そういうことを記録としても、自分たちの整理としても、それをやっていってほしいなと私は思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

まさに、この1年の議論の内容をちゃんとコンパクトにということと、石垣の周辺の樹木1本1本について確認して考えていくというふうに至ったところの背景とかですね、なぜ、こういう方法を明石公園では取って進めていくのかということの、これまでの経緯も含めた根拠のようなものですかね、そういったものをどこかに明記しておいたほうがいいんじゃないかという小林委員のご意見だったと思います。

この辺りは事務局で検討していただけますか。

○事務局 北村

そうですね、来年度、樹木1本1本を確認していく作業を我々は皆さんと一緒にやっていきたいと思いますが、その場合にですね、要るようになると思います。単に確認するだけではなくて、それを資料にまとめて公表していくという形になりますので、なんでそんなことをしているのというところの説明は要るかと思いますので、そういった中で整理をしていきたいと思っております。

で、先ほど高田部会長から出ました、1本1本確認する際の基準とか視点とか、そういったようなものも含めてですね、お示しした上でないと、いきなり現地に行ってもなんだかなということになるかと思えます。

ただ、1つ追加して言うと、5メートルだ何だというふうな、何メートルだという話をしていましたが、現地で1本1本見ないとですね、分からないよねというところ、いろいろな意味でですね、数字だけでやってもよく分かんというところはお互いにあるかと思えますので、そういったところも含めてですね、整理をして、また新年度、お諮りしたいと思います。

○高田知紀部会長

部会長からのコメントとして、やっぱり、明石公園というのはいろんな経緯があって、市民の方々とかいろんな人が声を上げて、やっぱり、明石公園のあり方をみんなで議論しなきゃいけないんじゃないかというところから、この部会が始まってですね、県もそれをしっかりと受け止めて、議論して、1本1本を検討していこうという経緯になっていますので、そこ

は県としても自信を持ってですね、やっぱり、これまでのやり方からですね、ちょっとこう、いろんな意見をちゃんと受け止めてやった結果として、今日の資料が出てきていると思うので、その辺りは、あれですね、これから、先ほどの事務局の説明、課長の説明があったように、1本1本検討するときにも、こういう考え方でという県の考え方を示す部分につながってくると思うので、ぜひ、どこかに書いていただきたいなと私も思っています。

ほか、いかがでしょうか。

はい、じゃ、笠間委員、お願いします。

○笠間龍夫委員

どなたにお聞きしていいか、よく分からないんですが、全くの初歩的な質問なので、恥ずかしいところもあるんですけど、ある木を切るのか、それとも残すのかというときに、例えば施設ゾーンのところにありますように、希少種等は移植等を検討するというふうにありますが、移植というのは簡単にできるものなんですか。

○高田知紀部会長

上町委員にお聞きした方がいいんですかね。移植の難しさ、難易度がありますよね。どかさないといけないけど、大事にしたいという木があったときに、移植でつくのかということですよ。

○上町あずさ委員

それは本当に、植物の種類によって、移植が簡単なものもありますし、難しいものもあります。移植先がその植物にとって適した環境かによっても、移してもつかない場合、育たない場合もありますので、それはもう個別に検討していく必要があるかと思います。

○笠間龍夫委員

ありがとうございます。

○高田知紀部会長

でも、大事ですよ。管理というと、残すか伐採かだけでなく、剪定、移植、挿し木で後継者を育てるとか、接ぎ木でとか、いろいろやり方があるので、どういうやり方があるのかというのは、もうちょっといろんなバリエーションがあるのかなと私も思いました。

ほか、いかがでしょうか。

小柳委員代理。

○小柳美枝子委員代理

すいません、ありがとうございます。

この後の議論にもなってくるかと思うんですけれども、適切な管理の基準とか、このゾーン分けのある程度一定の根拠というのは確かにあった方がいいなと思う反面、そこは、きちきちと今の時点から決め過ぎると、やはり、公園というのは、今、結構専門のメンバーで議論していますけれども、利用される方はほんとに一般市民の方が大多数ですし、公園自体が、やはり、市民の方が利用する憩いの場という観点がすごく大きいと思うので、実際に利用される市民の方の意見をなるべく広く聞きながら議論していくという、柔らかい入り口からスタートしたほうがいいのかなどというふうに思っています。

先ほど上町委員から少し話があったキンモクセイなんかも、我々から見ると、後から植樹されたものだよねという見方なんですけれども、公園利用者のヒアリングの中では、あそこ、朝の散歩の中ですごく香りが好きでと言われた方もいらっしやったりして、やっぱり、一般市民目線の感覚というか、そういう声を取り入れられるというのは重要なんだろうなと思っていました。

そういう意味では、少し後の議論になると思うんですけど、協議の場というのがどういう形を取っていくのかというのがすごく重要だなと思っていて、やはり、あまり専門的にクローズドにやるというよりは、なるべく、談義の場というのも後で提案が部会長からあるかと思うんですけども、なるべく、一般の市民の方がふらっと立ち寄れたりとか意見を言える、また、この協議にも、今、基本的には自由参加にしていますけど、もう少し、オンラインで配信して誰でも見れるようにするとか、少しこう、市民とか利用者に近い形の議論をまず柔らかくスタートしていくというのが来年度かなというふうに思いました。

以上です。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

先ほどから議論になっている基準とかですね、管理の基準とか、公園の中のいろんな価値ですね、これは、一方ではアカデミックな明らかな価値もあれば、そうでない、ふだんの日常利用の視点からの価値というものもあって、その辺りをあんまり決めつけ過ぎずに、緩やかに幅を持たせて考えていくほうがいいんじゃないかというご指摘があったと思います。

これは、この後の協議の場のこととも関わるので、今も、価値の抽出の仕方とか、あるいは価値を見出すときの主体ですよね、その価値を訴えかけられる人がどう公園に関わっていくのかというところの仕組みにも関連するので、もうこの流れで、次の協議の場の話に行って、また、自然環境保全のことについても、後ほどで結構ですので、ご質問いただけたらと思います。

(3) 協議の場の立ち上げについて

○高田知紀部会長

では、ありがとうございます、小柳委員代理からのいいパスがあったので、次の議題で、

協議の場について、ちょっとご説明いただくというか、私から初めに話をしたらよいですね。

○事務局 北村

お願いします。

○高田知紀部会長

はい。自分で振りました。

今日お配りいただいている、資料番号のついていない、明石公園のインクルーシブな参加の場を考えるワークショップというニュースレターをご覧ください。

これは、前回の明石公園部会で私から提案しまして、2月と3月にですね、3回、明石公園のこれからの参加をどういうふうに実現していったらいいのかということを考えるワークショップを開催しました。

で、ワークショップの目的としては、明石公園ではインクルーシブというキーワードが重要な概念として上がっていますので、ジェンダーとか年齢、国籍、障害の有無、そういう立場等に関係なくですね、いろんな人が明石公園に関われる仕組みとこのことをどういうふうにつくっていったらいいのか。参加の場を考えることを参加型でやったというワークショップになっています。

で、今回、3回のワークショップだったんですけども、参加者は、明石公園部会のヒアリングに参加してくれた皆さんと、明石公園で既に活動を行っている関係団体、兵庫県の関係部署、明石市の関係部署、明石公園の指定管理者、明石公園部会の委員の皆様にもお声がけをさせていただいて、2月の19日と3月2日、3月18日の3回実施しました。

で、めくってもらって、中面を見ていただくと、3回のうち、1回目と2回目は同じテーマでワークショップを開催しました。

ワークショップのテーマは、明石公園にこんな人がいるよ、こんな人が関わっているよということで、明石公園の公園づくりでは、こういう人の意見を大切にしたいほうがいいんじゃないかということに参加者全員で出しました。1回目も2回目も同じテーマでやっています。その中の意見をここにまとめています。

もう1つのテーマは、参加した人たちが、明石公園の公園づくりにこんなふうに関与したいという、そういうアイデアを出していただいて、それもみんなで共有しました。その意見についても、ここにまとめています。

例えば、こんな人の意見を大切にというところでは、自然に関わっている人とか観光客というようなところから、障害がある人、障害といってもいろんな障害があるので、それぞれの障害の特性にですね、配慮した、そういう参加の仕組みが必要じゃないかというようなことが出てきました。

あと、やっぱり、若者とか大学生がデートに使っていたりするので、もっとそういう人たちが来てくれるような場所になるといいよなという話もありました。

こんなふうに参加したいというところですね、毎回、20名から30名ぐらいの参加者があったんですけど、この2回のワークショップだけで、これだけ、ほんとに多様な活動が明石公園でされているんだということと、明石公園に参加の場ができれば、参加の仕組みができればですね、これだけのいろんな情報が活動している人たちから上がってくるということが明確になった、すごく意味のあるワークショップだったなというふうに思っています。

ほんとに多様な人が関わっている、何というか、愛されている公園だなということを実感することができました。

こういう、既にやっている活動、これからやりたい活動ということもワークショップの中で意見を出し合っていました。

その2回のワークショップの成果を踏まえてですね、3回目、3月18日、ほんとに先週なんですけども、どういうふうに今後の対話の仕組みをつくっていったらいいかということをお話ししました。

で、一番最後のページですね、裏面というか、4ページ目を見ていただくと、ワークショップで考えた今後の対話の仕組み案ということで、話し合いながらですね、実際に図を書いて、こういう仕組みが必要じゃないかということを書いていきました。真ん中に書いてある対話の仕組みイメージ図というのが、その成果になっています。

現在、公園の管理者としては、兵庫県が、県立公園なので管理者なんですけども、そこからの事業委託を受けて、明石公園に指定管理者が入っていて、指定管理者は県に対して事業報告をするという形になっています。

現在、あり方検討会、昨日、全体会がありましたけれども、本日の明石公園部会も、兵庫県が設置してですね、そこから、明石公園のあり方を考える議論をするということで、諮問と答申という形になっています。

で、そこにですね、やっぱり、明石市内にある公園なので、行政機関としては明石市も関わる公園であるということで、下に明石市が書かれています。

やっぱり、明石公園の利用者とかですね、広く県民が明石公園の公園づくりにどう関わるかということの、県、市、あり方検討会、指定管理者というところが今はそれぞれにコミュニケーションを図っているような状態なので、それを、明石公園の公園づくりに関わるステークホルダーが一堂に会して自由に意見を言い合って、さらに、公園づくりについて、みんなで提案をしたりとかですね、それぞれの活動を報告するような場所というのが必要だろうということで、真ん中に、明石公園市民談義所（仮）というふうに位置づけています。

これは、これから新たにつくる必要のある、明石公園の自由なオープンな参加の場のイメージです。談義所というのは、ネーミングは仮にしていますが、談義という言葉がすごく大事で、義というのは大事なことなので、談義というのは、大事なことを話し合うという意味合いを持っています。

こういう、明石公園に関わる大事なことを自由にオープンにみんなが話し合って、意見を言えるような場所というのをまずつくる必要があるんじゃないかということで、第3回のワ

ークショップはまとまっています。

実際に、ただ、この談義所（仮）を運営していく、対話の場を運営をしていくときには、幾つか考えないといけないことがあって、ここがガス抜きとかアライづくりの場になったら絶対駄目だという意見がありました。それは私も強くそう思っています。やっぱり、この、自由なオープンな、誰もが関われる場での議論をベースに、明石公園の大切なことを共有して、それが公園づくりにちゃんと反映させていけるような、そういう仕組みが必要だろうということが1つポイントとしてありました。で、やっぱり、誰もが参加しやすい雰囲気、和やかな雰囲気をつくる。

3回目は明石高校の高校生が参加してくれて、2回目もか、自分たちの活動を発表してくれました。彼らは、すごく緻密に研究成果と実践成果を積み重ねているんですけども、そういう成果を、実際に県とか指定管理者の皆さんに、みんなの前で報告して提案する場というのがこれまでなかったの、そういう場があったらうれしいということを高校生は語ってくれました。

一方で、ちょっとこう、こういう委員会の場に高校生が入るとするのはなかなかハードルが高いので、もうちょっとカジュアルに話し合えるような場の雰囲気づくりというのが大事だろうと。

一方で、大切なことを決めていく上では激論するというのも大事で、これはけんかをするわけではなくて、それぞれが大切に思っていることをちゃんとそこで言い合える場所にするということが大事で、こういう雰囲気と、大事なことを話し合ったときに、それをどう明石公園の例えば計画なり管理の方針に反映させていくのかというところがポイントになるかなと。

あと、この談義所自体をどういう体制でマネジメントしていくのかということも、アライづくりにならない、ガス抜きにならないためには重要だなということがあって、この辺りは、今後ちゃんと詰めていくポイントとして意見が出ました。

あとは、あり方検討会明石公園部会というのはずっとある組織ではないので、この検討会が終わった後にですね、談義所のような自由な場だけで明石公園のあり方を考えていくのか、それとも、もうちょっと違う、ほかの公園で言う管理運営協議会のような組織体をつかって、そこで手続とか調整が必要なことは決めて、決めるというか、話し合っ、自由な場と協議会的な場との二本立てで行くのかということですね、この辺りも議論しないといけないし、協議会のような場を立ち上げるのであれば、談義所との関係というものもどういうふうにしていくのかということをやっとデザインしていく必要があるということが協議されたことです。

この3回のワークショップは、感想を毎回書いてもらっていて、多くの参加者というか、ほぼ全員の参加者が、こういう場があってよかったとか、これから明石公園の議論をしていく上ではこういう自由な話合いの場が必要だということで感想を書いてくれています。

なので、これは、部会とはちょっと切り離して、私が個人としてコーディネートして実施

した3回のワークショップをこういうレポートにまとめています。

で、前回の部会で、このワークショップの成果をここで私が報告しますということをお約束しましたので、今回、この資料を提示して、県に対してもですね、ぜひ、こういう意見が3回のワークショップで出ているので、来年度、こういう自由なオープンな対話の場で、それをちゃんと、明石公園の公園管理、マネジメントに生かしていけるような仕組みを検討してもらいたいというふうに思って、今日報告させていただきました。

以上です。

高田さん、ありがとうございましたと自分で言います。報告でした。

じゃ、これについて、事務局とか、ほかの委員の皆さんからご意見とかご質問がございましたら、お願いいたします。

○村上裕道委員

いいですか。

○高田知紀部会長

お願いします。

○村上裕道委員

今、高田部会長のですね、お話を聞いて、談義所の必要性というのがよく分かりました。ただ、プラスアルファとして知っておいていただきたいなという動きとして情報提供させていただきたいと思います。

姫路城にですね、愛城会というのがあるんですよ。

○高田知紀部会長

愛城会、愛する城の会。

○村上裕道委員

愛城会、うん、愛する城の会。愛城会、大体40年ぐらいしてきているんです。小学校の高学年というか、大体、中学生中心なんです、お掃除大会を毎年やっていて、大体、年間延べ人数7,000人ぐらいですね、三の丸周辺からずうっとみんな掃除していく。それで最後までやる。

で、もう既に親子が同じ作業をしている。次に、もう少しすれば、親子でも3代がそういうお掃除をしていたというような感じになってくるわけですね。

私は、それのところが一番大事なのは、そういう大事にしてくれる人が周辺にいないと、やっぱり、物は残っていかないし、大事にして継承していけないと常に思っています。そういう作業がどうしても必要だろうと思っています。

で、この考え方は、既にもう、世界遺産なんかも同じ考え方で、世界遺産を継承する可能性を上げるためには、コミュニティーをつくっていかない限りは無理だというような形で、そういう継承策のマネジメントということ自体もいろいろ研究されているという時代になったきたということでございます。

その事例を見たときにですね、2つ大切なことがございます。1つは、皆さんがすぐ気づく、ものに対する愛情をですね、拡大再生産するということだろうというふうに理解するんですが、もう一方でですね、7,000人掛ける1万円という計算をするんです、僕は。7,000万円浮くんです。これは物すごい、予算的なことを考えたら大きなことなんですよ。

その考え方が、我々のそういうマネジメントの中で継承の可能性を上げるという話とつながっていないといけないと常々思っております。なおかつですね、市がそれをマネジメントするのにお金を使っているかといったら、一切使っていないんですよ。なぜかという、集まった子どもたちへのですね、ありがたいの感謝のしるしは、市内の企業がみんな製品を渡しているわけですよ。

そのときに、市の担当は、ここはこういう意義があるという、先ほどの価値と意義の話をお伝えしてですね、ご理解していただくという作業をしているんですよ。

それをずっと40年間続けているということは、幾つかプラスアルファが出てきていると思うんです。

それから、姫路市の当時の教育長にお願いしてですね、私は、城のすぐ南の白鷺小中学校のところに、下駄箱のすぐ横にですね、姫路城の歴史の間をつくってもらったんです。そこでは、姫路市の歴史と、それから姫路城の歴史、それから日本の歴史のようなものを、先生に手書きでですね、ずうっと年表をつくってもらったんですよ。それから、修理しているところの歴史だとかですね、そういう展示場をつくつとるんですよ、靴脱ぎ場のすぐ横に。ということは、毎日それを見るという作業もしているんですよ。

ということで、こういう話をしていくときに、私は、常に、すぐそばにいらっしゃる人たちをどうやって参加していただけるんやろうという話が大切だと思います。

実際、個人的にも、こういう会議をした後、明石市民で特に周辺にお住まいになっている町内会の人たちにちらっと聞いたことがあるんですよ。ただ、彼らの言では、ダイレクトに要望を話すような機会がないという話です。

で、私の理解では、事務局のほうは、いろいろとそういうことを考慮している、公園協会のほうで考慮していると思っていましたものですから、そういうところがあって、どこかで風通しが悪い部分があって、風通しをうまくするための、高田先生がやっているようなものも使って、そういうものをどう入れるかという話を、作戦としてこの中に入れていけば、もう1つ、今私が言った気持ちの部分と、それから、要するに経済的に有利になる部分と、それから、みんなの合議が楽になるというような話の3つができるのではないかなと思っていますので、ちょっとご考慮いただきたいと思います。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

まさに、村上委員に言っていたいただいたコミュニティーですね、ワークショップでの議論を通じて、ほんとに私も実感したのは、近くの人も遠くから来ている人も、いろんな人が、ほんとに明石公園でいろんなことをやっているんだと。

それによって、いろんな、やっぱり、私も全然知らなかったような知見とか、あるいは活動が蓄積しているんだなということをほんとに実感したんですね。

ほかの公園って、そういう人がいないから、そういう人を呼ぼうと、むしろ呼びかけて参加をどう促していくかというところが前段階であるんですが、明石公園の場合はですね、ほんとにもう、既にいろんな活動がされているので、そういったことをちゃんと共有して、あっ、こんなことをやっているんだったら、うちと一緒にこんなことをやりませんかというきっかけが生まれるような場としても、この談義の場というのは大事な意味を持つかなというふうに思っています。

今言っていたいただいたコミュニティーは、既存のコミュニティーと新しいつながりという意味でのコミュニティーが生まれていくような、そういう双発的な場としての機能も非常に重要だというふうに思っています。

あとは、風通しの話があったので、何かあれですか、事務局か園芸・公園協会、ちょっと今、私、1人で報告しましたがけれども、対話とか協議の場、参加の場について、県とかのほうでも何か考えていること、思っていることがあったら、ちょっとお話ししたいんですが。

じゃ、お願いします。

○事務局 北村

それではですね、ほかの2つの部会での話を少ししたいと思います。播磨中央公園の部会とですね、赤穂海浜公園の部会での話を少しさせていただきます。

2つの部会は議論が終わりました。部会としての検討は終わって、その2つは管理運営協議会があるので、そちらで引き続きやっっていこうということになりました。

その中で出てきたエピソードの1つとしてですね、地元の町内会にですね、話をする、定期的、定例的に話を聞く機会が実は少ないというような話があったりしました。大きな工事をやるときは、地元説明みたいなのをするんですけども、村上委員が今言われたようなですね、日常的に話すチャンネルが実はないと。これをまずつくらなきゃいけないという話があったりしました。

それから、ほかにですね、やはり、公園で何かをやりたいという人たちがたくさんいるんですけども、どこへまず相談に行っていくのか分からないと。我々としては、まず公園の事務所に来てもらえれば済むと思うんですけども、その案内がどこにもないんですね。インターネットにも現地にもないのでですね、まず、何かをやりたいと思ったら、ここに相談

に来てくださいというのを示しましょうという話がまとまりました。そういったところから話を進めていかなければならない。それは気づいたんで、やっていきましょうということになりました。

また、ヒアリングを明石公園部会でもやりましたけど、いろんな方々のヒアリングをしましたところですね、管理運営協議会のメンバー自体がですね、もっとやっ払いこう、こういうことを我々もやっ払いこうじゃないかということが起こりました。

ともすれば、報告を受けて、それに対して意見を言うというような、やや形骸化したようなところもあったところですね、自分たちもやろうというふう気づいたり、やる気になったりというようなところも出てきました。

なので、非常に対話が大事ですし、地元との関係づくりというところに、この一連の検討の中で気づかされてきたというところでもあります。

で、事務局といたしましてもですね、ここの今までの議論の中でも出てきましたけど、協議の場というのがですね、やっぱり必要であるということは考えておまして、いろいろな人からの意見を聞く窓口、チャンネル、場所がないのでですね、個別にやっていると、きりがないときもありますし、横のつながりが得られないというところがあります。

ほかの公園でもですね、ほかの部会でも、園内のボランティア団体がいろんなことをしてくれているんですけども、その広報ができていない。各ボランティア団体は小さいのでですね、自らで何か広報をやるといようなことでもないのでですね、そのアピールができていない。参加したいと思う人がいてもですね、活動をやっていることが伝わらないといような、こういった情報発信のあり方というのもですね、大事であるということが出てきました。

情報発信のあり方は、活性化のテーマの中でやっていきますので、明石部会では、来年度ですね、検討の大きなテーマとなってくるかと考えております。

取りあえず情報提供でございます。

○高田知紀部会長

では、伊藤理事長。

○兵庫県園芸・公園協会 伊藤

現場でやっている者として、一言だけコメントさせていただきます。

ほんとにたくさんの方に参画いただいて、明石公園はやられているんですけども、1つは、今、課長からお話があったように、情報共有が言わばできていない、こういう活動をやっています、もしくはイベントをやっていますという。

もしかすると、今日ご出席の皆様も、明石公園というインスタがあつて、そういうことは全部発信をしてくれているんですけど、見たことがないという方もいらっしゃるかもわかりません。

基本的には、一番、今はインスタをやっているんですけども、皆さん、ぜひ参加してく

ださいとか、イベントをやっていますということ、この場をお借りして、またPRもさせていただくんですが、そこに上がっているということが皆さんは分からないというようなのが状況でございまして、できるだけ、そういうことをいかに知っていただくように持っていかということも重要かと思っておりますが、こういう形で、場も含めて、発信をしていければなと思っております。

以上でございます。

○高田知紀部会長

補足、ありがとうございます。

では、委員の皆さん、ご意見を。

はい、嶽山委員。

○嶽山洋志副部会長

すごく熱心なご議論をされていたなというふうなことで、特に僕が気にしていたのが、自然に寄り過ぎていないかというところがやっぱりどうしても気になっていたというところがあったんですけども、この資料を拝見させていただくと、この人の意見を大切にしないといけないという中に、文化財とか遺跡関係のこと、それから、スポーツ利用の方々のご意見もというふうなところの話もあったりとかして、そのバランスが取れようとされているのかなというところは、すごく、この資料を見ていて安心したところでございます。

で、今後、協議会を立ち上げていくときに、僕は、多分、この談義所が協議会になっていったらいいんじゃないかなというふうにもちょっと思う部分もありまして、議論の場が2つ3つあるというのは、すごく、意思決定、そこで結論が違ってきたりすると、どっちがどうなのみたいな話にまたなってきたりするので、できるだけ一本化していったほうが僕はいいいんじゃないかなというふうにも考えていたりします。

○高田知紀部会長

コメント、ありがとうございます。

談義所でオープンに話し合っ、そこで一元化して決めていくというやり方は、私も、何か、そういうやり方ができれば望ましいなと思いつながら、ワークショップでは、割とこう、いろいろレベルによってその辺が変わってくるというような話もありましたけど、この辺りはどうですか、協議会的な場と談義所的なオープンな場と二本立てで行くという話と、何かオープンな場に一本化していくのか。

クローズな場で一本化するというのはないかなと私は思っていて、一本化するんだとしたらオープンな場で一本化していくか、オープンな場での議論をベースに、もうちょっと特定のメンバーシップの協議会のようなものを立ち上げるか。今の嶽山委員のお話だと、もうシンプルのほうがいい、一本化してオープンなほうがいいんでないかというご意見だった

かと思いますが、これから検討することになると思うんですけど。

○事務局 北村

これからの検討かと思いますが。高田先生にやっていただいたワークショップを踏まえてですね、来年度、こういった協議の場をどうやってつくるかというご提案をさせていただきますので、そこで考えていきたいと思ひますし、ほかの、これまで、あつ、ここでは紹介していないか、ほかの公園の管理運営協議会なんかもですね、何年かやってみて形を変えたりとかということもござひますので、1回決めたら未来永劫やるというものでもないかと思ひますので、それも含めて、来年度に提案をさせていただきますと思ひます。

○高田知紀部会長

ちなみに、ほかの公園とかで、割とオープンな場で一本化してやっていったりする、それで活性化したりする事例とかというのはあるんですか。

○嶽山洋志副部会長

ありますね。

今、北村さんがおっしゃったとおりで、公園によってパターンがいろいろあるような感じだったりすると。

明石公園の場合は、いろんな団体さん、それから、意見を言われる方とか、活動されている方とか、非常に多い印象がありますので、ごめんなさい、ちょっと印象として、この図を見たときに、談義所と協議会が離れているような印象をちょっと持ったんですけども、協議会の部会に談義所があるようなイメージというか、いろんなプロジェクトが起きていく細かい議論というのは、多分、この時間の中では議論し尽くされないかなと思ひるので、そういう具体的話とかというのを談義所で行って、その合意を管理運営協議会で整理していくというふうな、ここの関係が取れていればいいのかなと。取りあえず。

○高田知紀部会長

ありがとうございます。

ここの仕組みの関係ですね、ほんとに自由にばつと話しているところと、ちょっと調整とかが必要なところの協議会との関係をちゃんとデザインしておくということで、これは、ほんとに、ワークショップでもそういう点が重要だということが出たので、その辺りもしっかり踏まえながらデザインできればと思ひます。

ありがとうございます。

では、ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、協議の場についてはですね、来年度、すごく重要なポイントになってくると思ひま

す。初めに決めたやり方でずうっとやるというわけではなくて、やりながら、ちゃんとそれをブラッシュアップしてですね、質的にも洗練させていくという話と。

あと、ワークショップの3回目のときに明石高校の先生が言っていたんですけども、仕組みだけじゃなくて、やっぱり、スピリットが大事なんだと。明石公園の大事なことを話す談義の場の魂みたいなものをちゃんとみんなで共有した上で話し合う必要があって、それが恐らく、今日、事務局の説明資料にもあったグランドルールのようなところに反映されていくのかなと思います。

あと、先ほどの議論で、協議会的なものや談義所との関係ですね、オープンの中で話し合ったことを全体的な地盤としていく、基盤としていくということが必要だということは、3回のワークショップで出てきた意見なので、その辺りも踏まえて、こういう仕組みを、次年度以降、立ち上げられたらというふうに思いますので、事務局のほうでもまたご検討をお願いいたします。

では、協議の場の立ち上げについては、以上です。

(4) その他

○高田知紀部会長

その他事項があるんですかね。報告でしょうか。

○事務局 北村

それでは、その他、いろいろなものがありますので、お話をしていきます。

まず、資料3をご覧ください。

[省略：(資料3) (資料4)の説明]

○事務局 北村

それから、子どもの村における工事の進捗状況について、資料はないんですけども、報告をさせていただきます。

皆様方にメールでご案内はしておりますけれども、4月から工事を開始します。桜の開花がですね、一通り終わった後から工事に着手をいたします。

伐採樹木について、ソメイヨシノ1本とキンモクセイ3本としていたんですけども、実は、キンモクセイの1本がですね、キンモクセイではなく、カラタネオガタマという木であるということがですね、上町委員と小林委員の現地視察の際に判明いたしました。で、こちらの木についてはですね、園芸品種であり、希少な樹木ではないということでしたので、これについては樹木が間違っていたということなので、ここの場でも訂正をいたします。

また、現地に掲示している看板でもですね、それは修正をして掲示をしておりますので、この場で報告をいたします。

最後になりますが、資料5をご覧ください。

[省略：(資料5)の説明]

○事務局 北村

委員の皆様方ですね、本年度の会合は、3月の下旬でございます今日が最終回となります。
設置要綱上はですね、3月末日で任期が終了ということになりますが、役所の仕事でございますので、年度単位での締めということになってはいますが、来年度もですね、引き続き部会の検討が必要になりますので、形式上は5年度も改めて部会を設置するということにさせていただきます。改めて就任依頼を行いますので、引き続きご参加のほどをよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○高田知紀部会長

では、ただいまのご報告等についてご質問とかご意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

じゃ、小林委員、お願いします。

○小林禧樹委員

細かいことですが、資料3の配管ですね、案1、2とあって、2のところの、盛土があって、この壁が、これ違いますね。この壁にくっついてはいない。この案2のほう。

○事務局 北村

盛土をする際は、壁のほうにくっつけるイメージです。

○小林禧樹委員

壁じゃない、石垣に……

○事務局 北村

石垣のほうにくっつけるイメージです。

○小林禧樹委員

ああ、イメージでね。

○事務局 北村

イメージとして。

○小林禧樹委員

かなり、3メートルか5メートルか、それをずらすということか。

○事務局 北村

そうです。ずらしていく。今、配管がある場所に盛土をするんじゃなくて、石垣沿いに配管をずらして盛土をするということになります。

○小林禧樹委員

盛土のラインのところでもって遺構が出てきた場合には石垣のほうに持っていくという、そういうイメージですね。

○事務局 北村

そうですね。で、案1、2の片方ではなくて、両方が混ざる可能性もあります。ある区間は埋めたり、ある区間は盛土をしたりという可能性もありますけれども、それは、遺構面の確認調査次第で検討いたします。

○小林禧樹委員

配管の周りのコンクリート、これ自身はそのままにして、それは、あと、地下なり、そういうところに埋めるという……

○事務局 北村

この白いコンクリートのものは、埋める場合はそのまま埋め込みますけれども、盛土にする場合は、ここからは撤去して、またほかの工事に使う予定でございます。

○小林禧樹委員

中だけ出して、それは、その場合にはするということですね。はい。

○高田知紀部会長

よろしいでしょうか。

○小林禧樹委員

はい、はい。

○高田知紀部会長

では、小柳委員代理。

○小柳美枝子委員代理

福祉のまちづくり条例に基づくチェック・アンド・アドバイスということで、私も新しい気づきが多かったなというところがあったんですけど、併せて説明があった子どもの村のユニバーサル遊具の設置が、夏前、春以降から順次、駐車場の整備と併せてされるかと思うんですけども、その過程で改めて、このチェック・アンド・アドバイスについては、既にできたものに関するチェックが前提だとは思いますが、実際に、あそこは結構、子どもの村の周りは斜面も多かったりもしますので、供用前に1度、アドバイザーであるとか、少し年齢層がアドバイザーの方に合わないのであれば、実際利用が想定される当事者の親とかお子さんも連れて、少し供用前に1度チェックしてもらおうというか、使って感想を聞くとかという機会をしながら、実際、ユニバーサル遊具が設置されたときに、皆さん、使い勝手が悪いとかじゃなくて、使いやすいねという形でオープンできるようにしていただければと思います。

以上です。

○高田知紀部会長

いかがでしょうか。

後からこれちょっと、というよりも、事前に把握して、改修、改善したほうがよいと思いますが、私も。

○事務局 北村

何らかの形で事前に、供用前に1回、当事者とかに確認してもらってですね、ある程度、駄目出しをしておくという事はよいことかと思えます。詳しい手法はこれから検討したいと思えます。

○小柳美枝子委員代理

ありがとうございます。

設計は既に終わっているのですが、大変難しい部分はあるかとは理解はしているんですけども、ソフト面とか着色面とか、設計に影響にないところでもできることもあるかと思えます。お願いします。

○高田知紀部会長

大事なお指摘、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

ただいまの報告事項について、よろしいでしょうか。

では、以上で議事は全て終了なんですけど、本日ちょっと、木村委員代理と岡田委員はご発言いただけていないので、何でも結構ですので、何か一言ずつコメントをいただけたらと

思います。

じゃ、木村委員代理、お願いいたします。

○木村公輔委員代理

観光協会の木村です。本日は檜原の代わりに出席させていただいております。

観光協会としましても、今後も、明石公園を広くPRしていきまして、より多くの方々に訪れ楽しんでいただけるように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○高田知紀部会長

よろしくお願いたします。

では、岡田委員、お願いたします。

○岡田十一委員

すいません、岡田です。

一般利用者の立場でこの会に参加をさせていただいておるんですけども、一般参加者にとって、いろんなこの場で議論があったように、保存するのか整備するのかとか、要るのか要らないのかというような議論がよくあったと思うんですが、一般利用者としては、例えば木陰がある、日陰がある、利用しやすい、ゆっくり遊べる、安全であるということが一番のポイントだと思います。

そんな中で、木陰がある、じゃ、その木はどういう木なんだというふうに話が広がっていくような展開ができたらなと思っております。

ですから、いろんな議論の場で、保護か保存か快適性かというところの折り合いをつけるのをうまくやっていただけたらなと思います。

以上です。

○高田知紀部会長

どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、何か、最後に、これだけはこのコメントがございましたら。

よろしいでしょうか。

では、一応、今年度最終ということで、また年度が明けたら改めて部会を設置して議論を進めていくということで、本日は、非常に、来年度の議論に向けて重要なテーマというか、話題が出たかなというふうに思っています。

1つは、公園の中の価値と意義というものをどういうふうに明確にして、分かりやすく、みんなで共有していくのか、その価値と意義に基づいて、具体的に1つ1つ、木だけじゃなく

て、いろんな物もそうだし、市民もそうだと思います。何を明石公園で大切にしていけるのかということ具体的には1つ1つ見ていくという作業はこれから必要になってくる。

その中で、やっぱり、協議の場というか、対話して、みんなで話し合っただけで一緒に決めていく場をどうつくって、どうマネジメントしていくのかというところがすごく重要になる。

で、その対話の場、議論の場、協議の場で話し合ったことを基に、明石公園の全体像をまた描いていく。しかも、その価値と意義というのは、初めに決まったら全部それがずっとというわけではなくて、実践しながら、新たに見えてきたことも、そこに、なんといいですか、昇華されていく、上がっていくというような、ある意味普遍的な価値というものと、現場から見えてくる具体的な価値というものの両方を、明石公園では、公園管理、公園マネジメント、公園づくりに生かしていく。

そのための仕組みとルールとで、その背景というか、魂ですね、スピリットとワークショップでは言われましたけれども、そういったものをちゃんと明確にした上で、それを進めていくということが来年度の重要な話になってくるのかなと。

あと、最後、活性化の話をして来年度やるということで事務局から言っていたんですけど、きのうの検討会です、活性化というのは、何も、新しいことを始めることだけが活性化ではなくて、今やっている活動をより元気に、よりよいものにしていくというのも活性化なので、活性化のあり方もいろいろある、そういう、明石公園をよりよいものにしていく、活性化していくための対象となるものも、いろいろなあり方があると思うので、活性化という言葉も広い意味を持っている。広い意味での活性化を考えていくということで、来年度、この明石公園部会での議論を進めていけたらなというふうに思っています。

では、一応ちょっと、本日、すぐこの後に会議室の予定が入っているということなので、ちょっと5分ほど早いですけれども、クローズしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局にお返しします。

3 閉会

○事務局 小山

高田部会長、委員の皆様方、今日は大変熱心なご議論をいただきまして、ほんとにありがとうございました。

今回、これでですね、今年度の部会が終了ということでですね、部長のほうから一言ご挨拶させていただきます。

○事務局 西谷

1年間、ご議論ありがとうございました。

この部会は、石垣周辺の樹木の伐採につきまして、利用者の皆様から、切り過ぎだというご意見をいただきまして、昨年4月に知事が現地を視察して、1度、伐採を中断して立ち止まって、もう1度、自然環境保全と活性化のあり方について検討するという指示を受け

まして、立ち上げさせていただきました。

1年間、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。この間、第1野球場並びに陸上競技場の改修と、子どもの村の遊具の更新につきましては、合意を得ることができました。

また、本日、自然環境保全につきましては、今までの議論を踏まえて一定の方向性をお示しさせていただきました。

小林委員からもご指摘いただきました、石垣周辺の1本1本、切ることについてですね、その経緯をきちんと書くようにと言われてまして、その辺はきちんと書いていきますけども、この1年間の議論がそのままそれに繋がったと思っていますし、我々も、この部会の中で、今までのことをきちっと反省して、それなりに対応してきたというふうに思っておりますので、そこはご理解いただけたらと思います。

来年度も引き続き、活性化も含めて、またご協議いただくことになると思います。この部会を通じまして、我々も、明石公園につきましては、多様な利用者の方がおられてですね、多様な価値があるということを再認識できましたし、バランスの取れた整備、管理運営が必要だということをもう1度再認識することができました。

これからも、県民の方が使いやすい公園となるように、引き続き整備をしていくつもりでございます。

1年間、本当に、皆様ありがとうございます。引き続き来年度もよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○事務局 小山

それでは、幾つか連絡事項のほうをさせていただきます。

まず、この資料のほうですけれども、今日の会議資料のほうでございますけれども、公園緑地課のホームページに、明日、24日に掲載をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議事録でございますが、これは、県のホームページのほうに、1か月を目途に公開のほうをさせていただきます。

速記録につきましては、今日のご議論を1字1句、こちらのほうで上げさせていただきますので、確認はいたしません、議事要旨、まとめるものにつきましてはですね、ニュアンスもでございます。皆様方のほうに内容確認をさせていただきますので、ご協力のほうをお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、次回の開催予定でございますけれども、こちらのほうで準備を行いまして、させていただきます。

併せて、人事異動もございますので、組織でお願いしているところにつきましてはですね、もしかしたら委員の皆さん方の固有名詞が変わるかもわかりません。この辺りも含めてですね、委員依頼のほうを併せてさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほう、お願い

したいというふうに考えております。

いつものとおり、資料につきましてはですね、郵送もさせていただきます。もしご希望の方につきましては、机上の封筒のほうにですね、お名前のほうをお書きいただいて置いていただければと思います。

最後に、記者会見のほうなんですけれども、今日、記者のほうからですね、共同記者会見についてはご希望がございませんので、こちらのほうで終わりたいと思います。

個別に取材があるかもしれませんので、そちらのほうは対応のほうをお願いしたいと思います。

それでは、1年間、どうもありがとうございました。

以上